

就学援助費のうち「新入学準備費」を入学前に支給します

就学援助制度とは、経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者の方に対し、学用品費・校外活動費の一部など必要な援助を行う制度です。

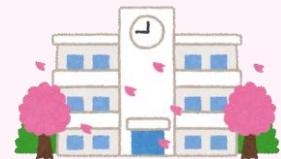
小・中学校に入学予定の児童生徒の保護者の方を対象に、就学援助費のうち「新入学準備費」を入学前の3月中（交付申請期間は2月中）に支給します。

<入学前交付対象者>

和木町に住所を有する、令和8年4月から小学校又は中学校に入学予定の児童生徒の保護者で、以下の《申請要件》のうちいずれかを満たす方

《申請要件》

- (1) 個人の事業税又は市町村民税の減免措置を受けている世帯
- (2) 市町村民税の非課税世帯（世帯員全員）
- (3) 児童扶養手当の受給世帯
- (4) 国民年金保険料の免除を受けている世帯（世帯員全員）
- (5) 国民健康保険料の減免又は徴収猶予の措置を受けている世帯（世帯員全員）
- (6) 生活福祉資金の貸付を受けている世帯
- (7) 経済的に困窮しており、生活状態が極めて悪いと認められる世帯
(生活保護受給者を除く)



上記の「世帯員」とは、「同居をしている者及び同居している同一生計の者」を指します。そのため、世帯分離をしていても同居をしている場合は「世帯員」とみなされます。同様に、別居をしていても、仕送りをするなど、生活費を「同じお財布」でやりくりしている状態（同一生計）であれば、世帯員とみなされますので、ご注意ください。

<新入学準備費の支給額>

新小学1年生 57,060円

新中学1年生 63,000円

※令和8年度に支給額が改定となった場合、差額を支給します。



<申請方法>

《提出書類》

- ① 就学援助費（新入学準備費）申請書兼世帯表
- ② 申請要件に該当する添付書類

※申請書類は、和木町のホームページまたは窓口にて入手が可能です。

※令和7年度に就学援助の認定を受けている方は、原則、添付書類は不要です。ただし、(7)の《申請要件》で認定を受けている方は、審査基準となる「前年中の所得額」が変わることから、添付書類の提出が必要です。なお、認定後に申請時の《申請要件》を満たさなくなっていた方は、他の《申請要件》に該当する場合、添付書類が必要となります。

《添付書類》

申請要件

(1)の場合……減免決定通知書の写し

(2)の場合……市町村民税非課税証明書

※世帯員全員が非課税である必要があります。また、令和7年1月1日に和木町に住民票がある方は、課税台帳等で確認を行いますので、提出は不要です。令和7年1月2日以降に和木町へ転入された方、町外に住民票のある同一生計の世帯員の方のみ提出してください。

(3)の場合……児童扶養手当証書の写し

(4)の場合……国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書の写し

※世帯員全員が免除されている必要があります。

(5)の場合……減免決定通知書の写し又は徴収猶予通知書の写し

※世帯員全員が減免または徴収猶予を受けていることが必要です。

(6)の場合……生活福祉資金貸付決定通知書の写し

(7)の場合……前年中の所得額が分かるもの（下記①と②のいずれか）

①源泉徴収票の写し（前年中の収入が給与収入のみの方）

②確定申告書の写し（前年中の収入に給与収入以外の収入がある方）

※不明瞭な場合は、確定申告書の写しを提出してください。

※所得課税証明書は申請日時点で取得した場合、前々年中の所得が記載されるため、添付書類として使用できません。

<申請書提出期限>

令和8年 2月 27日 (金) <期限厳守>

※審査から交付までの期間が短いことから期限厳守となります。

<申請書提出先・お問合せ先>

和木町教育委員会事務局（文化会館 1階）

電話：0827-53-3123

<交付方法>

保護者の指定口座へ振込（令和8年3月中に交付決定通知書を送付予定）

注 意 事 項

- ・今回支給する新入学準備費は、「就学援助費の一部」です。他の援助費（学用品費やPTA会費等）の支給を受けるには、別途令和8年4月中に、令和8年度就学援助費の交付申請をする必要があります。ただし、改めて審査を行うことから、新入学準備費の支給を受けても、必ずしも令和8年度就学援助の認定がおりるとは限りません。
- ・入学前に和木町から転出された場合、新入学準備費は返還していただきます。
- ・今回新入学準備費の交付申請を行わなくても、別途令和8年4月中に令和8年度就学援助費の申請をすれば、他の援助費と一緒に支給を受けることができます。
- ・4月の交付申請については、別途町広報・町ホームページにてご案内します。